

令和7年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 定時評議員会 議事録

招集年月日 令和7年6月11日（水）
開催日時 令和7年6月23日（月） 午前10時00分から午前11時12分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館2階 健康相談室
出席評議員 野口文男、野口芳夫、菅谷清美、神内利江、境政一、細田博、柴田紘子、山口五郎、
草薨正良、平島幸子、谷中照子、野中敬子、高木京子、大槻豊、埜昇、山家多美子、
池田克久、原正和、高橋等、山間松代、府馬愛子、猿田幸助、遠藤隆行
欠席評議員 立原ひろみ、細田喜代美、幸保雅行、塚本陽子、原秀吉、原和夫、坂本鉄夫、大塚正勝
出席役員 篠塚洋一副会長、野口修一常務理事

評議員総数31名中23名の出席により、定款第16条に定める決議要件を充たし、評議員会が成立したことを確認した後、篠塚洋一副会長より挨拶がされた。その後、定款第15条に基づき議長選任を行い、全会一致で草薨正良評議員を議長に互選した。

議事に先だって、野口文男評議員、平島幸子評議員を議事録署名人に選出した。

議 事

議案第1号 令和6年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

（事務局：鴨川和明副参事）

会議資料の議案第1号について、提案理由に基づき報告します。資料については事業報告書(概要)で説明し、詳細については事業報告書及び収支決算書で確認いただきたいと思いますので、よろしく願います。

資料1ページをお願いします。大きい柱Ⅰ. 総合相談体制の充実強化では、福祉総合相談を入りに、各種専門相談事業を通じた支援との重層的な体制で、令和6年度に寄せられた相談に対する支援件数は7,191件でした。前年度と比べて全体的に約16%減少しましたが、長引く物価高騰等の影響により、1緊急生活支援、5自立相談支援、6家計改善支援は増加しており、特に高齢者世帯・母子世帯等を中心に、依然として経済的課題の相談は多い状況が続いています。また、「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」「障害者福祉」に関する相談も引き続き寄せられました。本会では、国家資格を有する職員による同一業務同一対応のもと、組織全体で市民の相談対応に努めました。

資料2ページをお願いします。中段の大きい柱Ⅱ. 必要とされる各領域の生活支援システム作りとして、精神障害、発達障害、ひきこもりの方への支援活動を展開しました。(3)発達障害児等支援の充実では、大人の発達障害者を支援している関係者を対象に、大人の発達障害について正しい理解を深め、現場で活用できる実践的な内容について学ぶ集合型の連続講座を開催しました

資料3ページをお願いします。中段の(6)ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会では、17事業所延24名の担当者と情報交換を行い、障害のある方が個々の状況にあったサービスが利用しやすくなるよう、「就労継続支援事業所ガイドブック」を9月に発行しました。

下段の2「権利擁護関連活動の充実」における、(1)「福祉後見サポートセンターかみず活動の充実」の成年後見事業実施状況として、本会が成年後見人となり支援する法人後見活動の実績になりますが、令和6年度に1名の方を新規に受任し、2名の方が終末を迎えました。お亡くなりになった場合、成年後見人の役割としては、ご遺族へ引継ぎ終了となりますが、2名の方はいずれも葬儀を行うべき親族が不在のため、社協で葬儀等の死後事務の対応を行いました。また、現在神栖市長寿介護課からの成年後見制度の市長申立てにより、社協で2名の方を受任する予定となっています。茨城県社協の資料では、

令和6年度時点において県内で法人後見事業を展開しているのは15社協で、鹿行地域では神栖市社協のみになります。成年後見制度が民法に規定されていることに対し、(2)「日常生活自立支援事業の受託運営」は、社会福祉法に規定され、全国の市町村社協が実施しています。事業利用者状況の現在契約としては、36名の方と契約をしています。今後も高齢者世帯が増えていく中で認知症を発症するケースもあり、成年後見制度、日常生活自立支援事業といった需要が見込まれるため、体制の強化が重要となります。

資料4ページをお願いします。3「生活困窮世帯への支援活動」では、(1)「生活福祉資金貸付事業」の中のiii特例貸付猶予申請では、74件受付しました。

資料5ページをお願いします。大きい柱Ⅲ. 市民との協働による地域生活支援の仕組みづくりの上段の2「市民活動による助け合い・災害時支援活動の推進」における(2)「災害ボランティアの受け入れ体制の整備」では、能登半島地震による被害で昨年5月に輪島市へ職員1名を7日間派遣し、輪島市災害ボランティアセンターの運営支援を行いました。茨城県での派遣は10月中旬で終了となっています。3. 福祉教育支援活動の充実では、(1)小中学校等への福祉教育支援活動の推進では、市内の小学校10校と白十字看護専門学校に出前講座を行いました。

資料6ページをお願いします。大きい柱Ⅳ. 事業推進のための組織体制の発展・強化の1. 住民ニーズに合致した業務体制の構築では、社協の組織・機構図については、事業報告書及び収支決算書の35ページに記載されています。また、(2)職員の人事評価では、令和4年度から実施していた「職員育成計画」を発展させ、令和6年度より能力評価及び業績評価を前期と後期に実施しました。中段の2「事業を支える財政基盤の強化」として、(1)「応援者を増やす」では、かみず社協ニュースとボランティアセンターマガジンといった広報紙を合わせて年間18回発行による県内随一の広報活動を維持しました。また、ホームページでの情報発信、リーフレット、ポスター配布により、多くの市民の理解を得られるよう、引き続き広報活動を強化していきます。(2)「会員会費制の充実」では、社協会費といった本会の根幹を支える自主財源については、地区加入率が令和6年度では36.9%と減少傾向となっていますが、そうした中でも多くの地区の方のご協力をいただいたことも、大変ありがたい限りです。また、地区未加入の方へも、社協の活動を支えてくださる方の裾野が少しでも広がるように、広報活動を通じてPRしていきます。

資料7ページをお願いします。最後になりますが、大きい柱Ⅴ. 法人運営では、1「理事・評議員体制」や2「各種委員会活動の充実」、3「事務局職員の人事」など、法人運営の状況については、ご覧のとおりとなります。以上、簡単ではありますが事業報告となります。

(事務局：三浦秀作センター長)

事業報告に続いて、令和6年度の決算の内容を報告します。資料については、令和6年度事業報告書及び収支決算書の59ページをお願いします。決算書の中表紙の裏側には、作成した書類の簡単な説明書きを入れています。決算書の中では①～⑥までの計算書類を作成していますが、②～⑥の計算書類は社会福祉法人会計基準で作成が義務付けられています。

資料59ページは、令和6年度の各事業の収入並びに支出の決算の概要を一覧でまとめた「資金収支計算書総括表」となっています。事業報告で説明した各事業について該当するサービス区分、拠点区分の中で収支の計算を行いました。この表の下から2行目、法人全体(A)+(B)+(C)が令和6年度法人全体の決算状況となります。令和6年度収入決算額は206,446,272円、対する支出決算額は187,333,042円、収入決算額から支出決算額を差し引いた当期末支払資金残額は19,113,230円となり、この金額が翌年度へ繰り越す金額となります。

令和5年度同様、令和6年度につきましても神栖市からの助成金・受託金等が全て要望通りに決定されたこともあり、収入・支出とも計画通りに遂行することができました。加えて、表にある受託事業の上から5番目に表記している、茨城県社会福祉協議会からの受託事業となる生活福祉資金貸付事業の中の特例貸付フォローアップ事業は、当初受託の上限額22,169,000円で受託契約をしていましたが、相談件

数や稼働件数などを含めると、そこまで経費がかからずに抑えられたため、不要となった6,684,410円については茨城県社会福祉協議会に返還する形で収支決算を終えました。返還をしていますが、令和5年度の法人全体の決算額と比較すると繰越額で約1,000,000円のプラスという状況になり、法人全体の収支状況としては問題なく遂行できています。なお、翌年度へ繰り越す19,113,230円は収入決算額の9.26%となり、年間事業支出の1.2ヶ月分に相当しますので、繰り越す金額としては妥当であると考えています。

続きまして資料60ページは、勘定科目ごとの予算に対する決算額、差異は予算から決算の額を引いた金額でまとめた法人単位資金収支計算書となっています。61ページは法人単位事業活動計算書です。決算額、勘定科目等については、左側の資金収支計算書と同じような決算額となっていますが、事業活動計算書については、法人全体の財産の動きを全て収支計算にまとめ、翌年度に繰り越す正味財産を明らかにする書類です。そのため左の計算書には出てこない減価償却費などが計上されています。この2つの計算書類をもとに、令和7年3月31日時点の財産の状況を示したものが資料62ページの貸借対照表となります。貸借対照表については左側の資産の部は、流動資産と固定資産を合わせて145,650,135円、対する右側の負債の部は、流動負債と固定負債を合わせて58,706,733円、資産の合計から負債の合計を引いた金額が純資産の部の合計となります。純資産の内訳は、基本金、基金、その他の積立金、次期繰越活動増減差額の4種類で構成され、86,943,402円となります。

続いて、資料63ページは計算書類に対する注記、資料64ページから76ページまでは、只今説明しました各計算書類の内訳表となっています。資料77ページは62ページで説明した貸借対照表の各項目について設置、保管場所あるいは使用の目的等を明らかにし、財産目録としてまとめているものです。資産の部の合計、負債の部の合計、差引純資産、いずれも貸借対照表記載額と同額となっており、最終行に記載している差引純資産86,943,402円については、今月末の定時評議員会での決議をもって法務局へ登記する本会の令和6年度末時点の資産総額となります。

資料78ページ以降は明細です。78ページ、79ページは令和6年度末時点の未収金並びに未払金の状況で、本会の年度末時点における債権・債務の状況を支払先ごとに明らかにした書類となっています。資料80ページから最終91ページまでは寄付金明細書として作成しています。こちらは令和6年度中に本会に寄せられた寄付を、全て現金とそれ以外の物品等に分けてまとめた書類となっています。なお、決算書類に関してはもう1つ、令和6年度決算書付属明細書があります。こちらは、只今説明しました決算書について、さらに細かいサービス区分レベルの収支計算の状況、あるいは社会福祉法人会計基準上作成が義務付けられている各種明細書をまとめた付属明細書です。説明は以上となります。

（議長：草彊正良評議員）

事務局からの説明が終了しました。ここで、議案第1号の質疑に先立ちまして監査報告をいただきたいと思えます。神栖市社会福祉協議会の令和6年度業務執行状況及び財産の状況につきましては、5月30日に監事による監査が実施されています。監査の結果について、本来であれば監事より報告をお願いするものですが、本日は所用により欠席となっておりますので、事務局より監査報告の内容説明をお願いいたします。

事務局（相良光浩事務局長）が資料2ページにある「監査報告書」を代読した。

（議長：草彊正良評議員）

ありがとうございました。これより、議案第1号の質疑に入ります。本案につき質疑はございますか。

（細田博評議員）

令和6年度事業報告(概要)の6ページ、「2. 事業を支える財政基盤の強化」の(2)会員会費制の充実のところ、一般会費が年々減っています。金額はもちろんですが、会員の減少の部分が一番の課題か

など感じます。金額については、寄付金の部分で全体的な底上げができていていると思いますが、一般会費や特別会費は減ってきています。例えば一般会費だと会員数にして700から800人近くが減少しているということになります。以前から社協の会費については対策を練る必要があるのではないかと指摘をさせていただいていましたが、制度の見直しということで、現在は一般会費と特別会費、法人会費、団体会費とありますが、会費の枠を増やしていく方向が良いと考えます。例えばですが、実現できるかわかりませんが、学生会費という枠を作るのはどうでしょうか。地域の中学生以上、高校生、大学生から一口100円をいただく。学生時代から社会福祉協議会と繋がっているということが必要であると感じます。以上です。

（事務局：相良光浩事務局長）

ご意見ありがとうございます。一般会員、特別会員の情報についての詳細は令和6年度事業報告書及び収支決算書の40ページ、41ページで地区別の会費加入額の状態をご確認いただくことができます。細田評議員のご指摘のとおり、一般会員と特別会員の件数は年々右肩下がりの状況が続いております。現在一般会員と特別会員の協力の中心が、各地区の区長さんを通じて地区に加入している方に加入を呼びかけていただくという手法を法人化以来進めてきました。しかし、皆さんもご承知のとおり、地区加入率が急激に減少傾向になっておりまして、実際に神栖市では地区に加入されている世帯の方が少ない状況になっております。こういった中で各地区の役員さんには社協の会費や共同募金など協力をいただいておりますが、負担が増加しているということも直接お話を伺っております。そういった状況を踏まえまして、地区加入世帯だけを協力の中心とするのではなく、もっと広い形で協力を呼び掛ける。一方で地区の負担を軽減していくために地区にお願いする形そのものを見直していこうという検討に入っているところです。最終的には理事会でも十分に協議をし、今年度中に新しい方針を見出して来年度から新しい形での会員募集に取り組んでいきたいと考えております。先ほど細田評議員からご提案がありました学生会員などあらゆる可能性を否定せず、まずテーブルに挙げてしっかりと検討を進めながら、現在の神栖市、将来の神栖市にふさわしい会員募集の在り方を考えていきたいと思っております。

（細田博評議員）

学生の頃から社会福祉協議会と接して神栖市の福祉活動に関心を寄せることにより、その学生たちが成人になった時に一般会員として協力をさせていただくという形が良いと思います。ぜひ、検討をお願いします。

他に質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第1号 任期満了に伴う役員の選任(案)について

（事務局：三浦秀作センター長）

会議資料の3ページをお願いいたします。現在の理事につきましては18名、監事2名の20名で構成され、任期は2年間で本日の定時評議員会までが任期となります。次の2年間で担っていただく理事及び監事をこの評議員会で選任いただくものになります。定款21条で理事及び監事は、評議員会の決議によって選任すると定められており、資料4ページにあります役員選任規程第2条関係の別表の各選出区分に基づきまして選任するものです。各団体には後任役員の推薦を依頼しております。監事につきましても第3条に基づいて選任を行うもので、学識経験があり財務管理などに詳しい、本会の運営について最も適任であるという方を候補者としております。なお次期の理事にあたっては、令和7年3月28日に開催した令和6年度第3回評議員会にて決議いただいた定款及び役員選任規程の改正内容に基づきまして理事11名、監事2名として選任をお諮りするものです。

具体的な選任案につきましては、資料5ページに役員選任案として理事11名、監事2名を記載しています。名簿の中で網掛けになっている方は、今回新たに役員として推薦をいただいた方になります。7

番の磯部晃彦さんは社会福祉施設の役職員として白十字総合病院より推薦をいただいております。10番の山中正夫さんは地域の福祉関係団体として神栖市行政委員連絡協議会より推薦をいただいております。なお、他の方々につきましては、現在も理事としてご就任いただいております、引き続き次期の理事・監事として選任する内容で選任案としております。以上、理事11名、監事2名の選任案につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長：草彌正良評議員)

事務局からの説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。本案につき質疑はございますか。

(埴昇評議員)

事務局が提案する役員選任案の中には就任年月が12年を超える方もいます。この選任案が決まれば任期2年を加えて14年となります。これは長いから良いということではなく、就任年月が長いことによる弊害もあるかと私は思います。例えば会議の場面で、就任年月が長い方がいる中で就任間もない方にとっては意見が出しづらくなってしまいうことあるかと思っておりますので、見直しをお願いします。また、令和6年度事業報告書の46ページには委員会活動の充実という項目があります。そこにはボランティアセンター運営委員が掲載してありますが、これも長らく変わっていない。私自身もボランティアをしていますが、ボランティアセンターに登録した各団体が推薦した代表者で組織していると思っていましたが、事前に確認したところそうではないということで、どのように推薦されたのか、どんな形で誰が推薦したのかその経緯を確認させてください。私はボランティア団体の代表をしておりますが、知らない間にボランティアセンター運営委員が決まってしまうという感じも受けております。私の評議員の任期も本日までとなりますが、ここで話しておかないとスッキリしないという思いがあります。運営をしていく中では若い世代も入れて交代していく必要があるのではないかと思います。

(事務局：相良光浩事務局長)

まず、就任年月が長いことによる弊害については、本会の役員や委員会の中ではそういった弊害は一切ありませんので、ご理解いただきたいと思っております。今回、理事・評議員ともに大きな定数の改革をさせていただきまして、理事は18名から11名と大きくダウンサイジングをさせていただきました。当然、埴評議員からご提言していただいた若返りであるといったところも考慮しながら、各規程に定める推薦母体に推薦を依頼して今回の選任案に至った経緯があります。理事については役員の選任規程に基づいて、ボランティアセンター運営委員につきましても、ボランティアセンター運営委員会規程に選出区分が規定されておりますので、その区分の中で相応しい方を会長と協議をした上で、決定をさせていただいた経緯がございます。また、若返りの刷新と合わせて法人の継続性、連続性という部分も社会福祉協議会として考えていかなければならないと思っております。今回推薦をいただいた11名の理事は、今後2年間もしっかりと理事の職務を全うしていただける11名であると会長とも協議した上で、今回評議員会でお諮りしております。ただし、理事の選任は評議員会の決議事項ですので、その他のご質問やご意見等があればこの場でいただければと思います。今回いただいたご意見につきましては、次の任期の改選時の参考意見、検討材料として持ち帰らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

他に質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成22名、反対0名で原案の通り議決した。

(議長：草彌正良評議員)

本日予定されていた審議につきましてはこれで全て終了しましたが、その他に何かございますか。

その他の意見は特になし。

（議長：草彌正良評議員）

以上をもって、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

（事務局：相良光浩事務局長）

草彌評議員には、議長として議事進行をいただきありがとうございました。また評議員の皆さま、慎重なご審議ありがとうございました。評議員の皆さまにおかれましては、本会議をもちまして任期が満了となります。皆さまには、これまで様々な機会でご尽力をいただきましたことを事務局としてお礼申し上げますとともに、今後も引き続き神栖市社協に対しご指導・ご協力をいただけますようお願いいたします。また、次期評議員として、各団体様より推薦をいただいている方につきましては、6月25日（水）に予定しております理事会及び評議員選任委員会の決議後に、改めてご案内をさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上をもって、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会令和7年度定時評議員会は終了となる。